

第 1 4 期
東京都福祉のまちづくり推進協議会
第 3 回 専 門 部 会

令和 5 年 7 月 2 6 日

(午前10時00分 開会)

○田中福祉のまちづくり担当課長 それでは、定刻となりましたので、第14期東京都福祉のまちづくり推進協議会第3回専門部会を開催いたします。私は本日事務局を務めます、東京都福祉局生活福祉部福祉のまちづくり担当課長の田中でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

最初に、お手元の資料を確認いたします。

まず、本日の会議次第でございます。

会議次第の下半分に書いてございますが、配布資料についてです。

資料1が、東京都福祉のまちづくり推進協議会第2回専門部会の主な意見概要。資料2、東京都福祉のまちづくり推進協議会意見具申の骨子(案)。資料3、東京都福祉のまちづくり推進協議会第3回専門部会意見記入用紙。

以上が配付資料になります。

続いて、参考資料でございますが、参考資料1、東京都福祉のまちづくり条例、2、東京都福祉のまちづくり推進協議会設置要綱。3、第14期福祉のまちづくり推進協議会専門部会委員名簿。4、未来の東京戦略version up 2023の抜粋。参考資料5が、東京都地域防災計画震災編(令和5年修正)の概要。

以上が参考資料でございます。

また、会議室でご出席の方には、資料以外に冊子を5点お配りさせていただいております。

1点目が、10年後の東京を見据えた新しい日常におけるバリアフリーの推進について(第13期)の意見具申。次に、東京都福祉のまちづくり推進計画、現行の計画です。それから、東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル。区市町村事業者のための心のバリアフリー及び情報バリアフリーガイドライン。心のバリアフリーの実践に向けたハンドブック。

以上、この5点の冊子につきましては、会議中の参考資料として活用いただければと思います。会議終了後、回収いたしますので、お手数ですが、お帰りの際にはそのまま机の上に置いていただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上、不足がございましたら事務局までお知らせいただければと思います。

次に、委員の皆様の参加状況をご報告いたします。

本日は、オンラインでご参加いただいている方を含めまして、23名の委員の方々にご出席をいただくこととなっております。

なお、東日本旅客鉄道株式会社首都圏本部企画総務部企画部長、永井委員の代理として、企画総務部経営戦略ユニットチーフマネジャーの浅川様が、オンラインにて参加されております。よろしくお願いいたします。

大島委員、岩佐委員につきましては、ご都合によりご欠席をされております。

また、三宅委員はオンラインでの参加ということで、少し参加が遅れているかと思い

ます。

続きまして、東京都の出席者をご紹介します。

渋谷事業調整担当部長でございます。

○渋谷事業調整担当部長 よろしくお願ひいたします。

○田中福祉のまちづくり担当課長 また、福祉のまちづくりに関しましては、関係局の課長が福祉局の兼務課長に任命されておりますので、ご紹介いたします。

財務局建築保全部、茂木技術管理課長でございます。

○茂木技術管理課長 茂木でございます。よろしくお願ひいたします。

○田中福祉のまちづくり担当課長 都市整備局市街地建築部、上原建築企画課長でございます。

○上原建築企画課長 上原です。よろしくお願ひいたします。

○田中福祉のまちづくり担当課長 建設局道路管理部、前田安全施設課長でございますが、急遽出席できなくなったということで、内山統括課長代理に出席をいただいております。

建設局公園緑地部、米田公園建設課長でございます。

○小石課長代理 米田でございますが、本日、急な業務が入りまして、遅れて出席の予定でございます。申し訳ございません。

○田中福祉のまちづくり担当課長 交通局建設工務部、小峰建築課長でございますが、業務都合により、代理で加瀬統括課長代理が出席をしております。

○加瀬統括課長代理 恐れ入ります。小峰の代理となります、加瀬と申します。よろしくお願ひいたします。

○田中福祉のまちづくり担当課長 事務局職員のご紹介は以上でございます。

次に、庁内関係職員をご紹介します。

都市整備局都市基盤部、武山交通政策担当課長でございます。

○武山交通政策担当課長 武山でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○田中福祉のまちづくり担当課長 福祉局障害者施策推進部、志村共生社会推進担当課長ですが、業務都合により代理で、白井課長代理が出席をしております。

○白井課長代理 代理で参りました白井と申します。よろしくお願ひいたします。

○田中福祉のまちづくり担当課長 それでは、議事に先立ちまして、事業調整担当部長、渋谷よりご挨拶を申し上げます。

○渋谷事業調整担当部長 福祉局事業調整担当部長の渋谷でございます。オンライン併用ですので、着座のまま失礼させていただきます。

まず、7月1日付で、福祉保健局は福祉局と保健医療局に再編されたところでございますが、今後も福祉・保健・医療サービスの提供を将来にわたって盤石なものとするべく、両局を緊密に連携して取り組んでまいりますので、引き続き皆様にもよろしくお願ひ申し上げます。

さて、去る5月に開催いたしました第2回専門部会では、福祉のまちづくり推進計画

策定の基本的な考え方をテーマにしまして、意見具申の検討課題等についてご議論いただきました。

本日は、この専門部会で皆様からいただきましたご意見を踏まえまして、意見具申の骨子案としてお示しいたしておりますので、皆様から豊富な経験や知見を基に、様々な視点からのご意見いただけますと幸いに存じます。

この後、11月には推進協議会の親会から意見具申を行う予定となっており、後ほどもご説明いたしますが、この専門部会では非常にタイトなスケジュールでご審議をお願いすることとなり、大変恐縮に存じますが、委員皆様のお力添えをいただきますよう、重ねてよろしくお願い申し上げます。

短くはありますが、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。
○田中福祉のまちづくり担当課長 それでは、議事に入ります前に、幾つか注意事項を申し上げます。

まず、この会議につきましては、公開の会議となっております。また、本日オンラインにて傍聴及び取材の方がいらっしゃっております。併せて会議の議事録につきましては、東京都のホームページで後日公開をいたします。

また、本日の会議は、会議室の参加とオンライン参加の併用方式で開催しておりますので、それぞれご注意ください点がございます。

委員の方には、視覚や聴覚に障害のある方もいらっしゃり、本日、オンラインでご参加の方もいらっしゃいますので、恐れ入りますが、ご発言の際には冒頭にお名前をつけていただくよう、お願いいたします。

会場にいらっしゃる委員の皆様のご発言の際には、職員がマイクをお持ちいたしますので、そのままお待ちいただいて、マイクが届いてからご発言をお願いできればと思います。

次に、オンラインで参加されている委員の皆様へのお願いでございます。ご自身の発言以外のときは、マイクを常にオフの状態にいただければと思います。発言の際には、Webexアプリの挙手機能をご利用いただくか、ご自身で手を挙げて挙手をお願いいたします。

また、音声聞こえないなどの不具合が発生した場合には、チャットで主催者を選択しまして、メッセージを送信願います。もしメッセージが送信できない場合は、事務局からの本日の会議のご案内のメールに返信する形でご連絡いただければと思います。

以上になります。

それでは、これ以降の進行につきましては、高橋部会長にお願いしたいと思います。
高橋部会長、よろしくお願いいたします。

○高橋部会長 皆さん、おはようございます。部会長の高橋儀平です。どうぞよろしくお願いいたします。

前回、5月19日、第2回専門部会でも、皆様方から、貴重なたくさんのご意見をい

いただきました。それを踏まえまして、今日の、後ほどまた資料説明に入りたいというふうに思います。今日はよろしくお願いいたします。

それでは、早速ですけども、お手元の会議次第に沿いまして、進めていきたいと思えます。

今日は骨子の検討ですね。第2回専門部会に引き続きましての意見具申、骨子の検討に入りますので、ひとつよろしく願いいたしたいと思えます。

それでは、資料1と2でしょうか、事務局のほうからまず説明をお願いしたいと思えます。どうぞよろしくお願いいたします。

○田中福祉のまちづくり担当課長 事務局の田中でございます。

それでは、「第14期東京都福祉のまちづくり推進協議会意見具申 骨子に関する検討」について、資料1及び2を用いて説明をさせていただきます。

まず、資料1をご覧くださいと思います。前回、第2回専門部会でいただきました意見概要となっております。

会議終了後にもご意見を提出いただいておりますので、米印のご意見については、会議終了後にご提出いただいたご意見となっております。

資料2と資料3につきましては、今回、骨子の中には入ってございませんが、いただいたご意見を反映して、次回、書面開催を予定しておりますけれども、意見具申の素案ができました、その中にご意見を反映したいと考えておりますので、そのときにご確認をお願いできればと思えます。

それから、2ページ目の資料4、意見具申に向けたポイントというところで、幾つかご意見をいただいております。

基本的にはいただいたご意見を反映して、今回、骨子案ということでおつくりさせていただいておりますが、ご自身のご意見の反映の状況についてご確認いただきながら、まだ不足のところがありましたら、また改めてご意見いただければと思えます。どうぞよろしくお願いいたします。

資料1については以上でございます。

続きまして、資料2、意見具申の骨子案でございます。

まずおめくりいただきまして、2ページになります。

この意見具申の目標というか、目的というところで、リード文で書かせていただいておりますが、ハード・ソフト一体的な「ユニバーサルデザインのまちづくり」が社会に浸透することを目指して、都におけるこれまでの施策の成果を踏まえて、次期計画の主な課題と方向性を検討して意見をまとめるということが、意見具申の目的ということでございます。

構成案としましては、第1章が都におけるバリアフリー化の進捗状況、第2章が都における福祉のまちづくりの今後の主な課題、第3章が推進計画の策定に向けた基本的事項ということでございます。

第1章のところについては、先ほど申し上げたとおり、第2回の専門部会で審議をいたしましたので、その内容を反映させていただきます。

あと、最終的には、令和4年度末の進捗状況について、取りまとめを現在行っておりますので、その数値ですとか成果というところに、最終的には意見具申の中で置き換わる予定となっております。

それから第2章、主な課題、ここが今回、骨子でお示しさせていただいているところです。

前回、1から5までの体系の柱について示させていただきましたが、それぞれのところについて現状に加えて課題を今回加えておりますので、その点について、今回、審議をいただければと思います。

それから、第3章につきましては、計画の目標ですとか計画期間、施策の体系ですとかスパイラルアップについてということで、ここも今回ご審議をいただければと思っております。

続きまして、3ページ、第2章、主な課題についてというところでございます。

時間の都合もございますので、課題のところを中心に、ちょっと簡潔にご説明させていただきますと思います。

まず、1本目の柱のところですが、交通機関、道路のバリアフリーというところでございます。

今回、前回までにいただいたご意見を踏まえまして、1の交通機関・道路のバリアフリーですとか、その次の2の施設利用のところですが、前回まで結構ハードの事業を中心でございましたけれども、ソフト・ハード一体的というところで、また、国連の障害者権利委員会の総括所見などでもありました表現がございましたので、環境の整備に加えて、サービスの提供ですとか、分かりやすい情報提供というところも一体的に記載するというような形とさせていただいております。

まず、(1)交通機関について、ソフト・ハード両面からのバリアフリーというところでございます。

現状がございまして、課題のところですが、鉄道駅につきましては、乗換経路等のバリアフリールートの複数化、ホームドアのさらなる促進、ホームと車両の段差・隙間の縮小。ここは米マークがついておりますが、前回の専門部会のご意見の中で、次期計画で新たに追加するものについては明確に分かるようにというご意見がありましたので、該当するものについては米印を、事項の横につけてございます。

続きまして、ユニバーサルデザインのトイレ整備ということで、こちらの機能分散ですとか、介助用ベッド、男女共用トイレなどが、「トイレづくりハンドブック」などでも掲げておりますし、オリパラのレガシーというところにもなりますので、その点が追加要素ということでございます。

それから、案内設備の充実というところも、国の基本方針などで目標が設定されてお

りますので、その切り口で追加しております。

それから、ターミナル駅等の案内サインの改善、それからウェブサイト等での分かりやすい情報提供、それから駅員による合理的配慮の提供ということで、接遇の研修なども含めてということでございます。

バス・タクシー等につきましてですけれども、地域公共交通全体の区市町村支援というところも都として、今実施をしているところですので、それを新規で追加をしております。

それから、ご意見ありましたように、観光バス・空港アクセスバスでのリフトですとか、エレベーター付車両の導入促進、乗務員による合理的配慮、乗降客同士の心のバリアフリーといったところでございます。

続きまして、4ページでございます。

道路についてですけれども、課題のところでは。

都道や各市町村道での支援、それに加えて、前回の意見具申にございますとおり、複数の管理者にまたがるときの連続性の確保。

それから、横断歩道橋に加えて、既設の道路橋でも取組を進めておりますので、そこは新規の、追加の要素になってございます。

それから、ウェブサイトなどでの歩行空間のバリアフリー状況の提供、オープンデータ化の検討、それから駅前放置自転車対策等と連動した誘導ブロック等の適正利用です。

続きまして、(3) 面的なバリアフリー整備ということで、マスタープラン基本構想未策定地区への効果的な支援、それから昨年度作成しました支援制度活動のための手引きの活用、それから面的整備の仕組みを活かした、既存の民間施設のバリアフリー化ですとか、心のバリアフリーの理解促進、教育啓発事業としての理解促進、それから各エリアのまちづくり方針の面的なバリアフリーということでございます。

続きまして、5ページです。

2本目の柱でございますが、全ての人が快適に利用できる施設や環境の整備ということで、こちらもハードの環境の整備だけではなくて、サービスの提供、分かりやすい情報提供などのソフト面を加えるという形でございます。

(1) の建築物等におけるソフト・ハード両面というところでございますが、課題です。

都有施設のバリアフリー化、それから、スポーツ施設については、改修に当たって2020大会の水準を継承する。それから、当事者参画のバリアフリー整備ですとか、ユニバーサルデザイントイレづくりの好事例の波及、補助事業での活用。

それから、宿泊施設につきましては、車椅子利用者用客室、それからバリアフリー条例で強化しました一般客室、これの一層の確保。

それから、小規模店舗・商店街等では、ハード面のバリアフリー化に加えて、ソフト面での接遇向上の支援。

それから、バリアフリー設備の情報保障ですとか、ウェブサイト等での情報提供・オープンデータ化、子育て世帯に配慮した環境整備。

それから、車椅子利用者用駐車施設、幅3.5メートルとか、優先駐車区画ということで、一般の企画を優先にしたもの、こういったものの普及啓発ということを上げております。

続きまして、(2)公園等におけるバリアフリーということでございます。

課題のところでございますが、都立公園等の新規開園とか改修の際のバリアフリー化を引き続きというところと、ユニバーサルデザインのトイレ整備というところで、ここは利用者の状況、公園の状況に応じてというところになるかと思っておりますけれども、機能分散などということでございます。

それから、情報保障ですとか、ウェブサイト等の情報提供ということを上げさせていただいております。

続きまして、6ページになります。

(3)で公共住宅というところですが、課題のところでは、

都営住宅等の建て替えとか、既存の住宅でのバリアフリー化、それから民間の住宅も含めて、高齢者、障害者、子育て世帯に配慮した住宅の供給。

それから、災害時の応急住宅については、できるだけ多様な被災者が使いやすいようにということの事前の備え等の追加です。

続きまして、3の情報バリアフリー環境でございます。

課題については、バリアフリーマップの区市町村の支援、都の広報物における情報保障、それからUDナビですとか、オープンデータカタログサイトなどでの情報発信ですとか、オープンデータ化。それから、委員の方のご意見の中のデジタルデバイドという話も出ていましたが、スマートフォン等でデジタル技術を円滑に利用するための支援というのも、都の取組を進めておりますので、そちらも新規で加えております。

それから、アクセシブル・ツーリズムをさらに進めると。

それから、世界陸上、デフリンピックが2025年に開催になりますので、それに向けたユニバーサルコミュニケーション技術の普及ということで、例えば透明のアクリル板に文字を映して、日本語だったりとか、多言語だったりを映すという技術が今後開発されていきますので、そういったものの普及といったところも課題として入ってきてございます。

続きまして、7ページ目になりますが、心のバリアフリーでございます。

課題につきましては、前回ご説明させていただいた集中的な広報事業の中で、社会モデルの考え方を実践できるように、SNS等を活用して広報していく事業ですね。

それから、バリアフリー設備の適正利用の普及啓発を強化する。それから、サポート企業など、民間の取組をさらに周知していく。それから、学校教育との連携ということで、心のバリアフリーに関する事業の展開などを掲げております。

それから、5でございます。災害時、緊急時の備えでございます。

避難所となる学校のバリアフリー化、それから、要配慮者への特別避難計画の作成等と、こちらは区市町村の支援が中心になります。

それから、帰宅困難者対策等と連動した要配慮者への対応。それから、災害ですとか日常の生活事故の危険度が高いような要配慮者の方の訪問の診断。それから、災害用トイレの確保に向けた準備。それから、情報伝達方法の準備などでございます。

資料をちょっと離れて申し訳ございませんが、本日おつけさせていただいています参考資料5のところに、東京都地域防災計画の震災編の概要ということで、令和5年修正ということで、5月に防災会議で決定したものをつけさせていただいております。

簡単に触れさせていただきますが、被害想定の中で、こちら令和4年5月につくられたものですが、人的被害ですとか物的被害については、耐震化などの促進によって、3割程度から4割程度減少しておりますが、この被害想定を基に、三つのポイントでつくってございます。この被害想定を基に、まず計画全体の減災目標というのを設定しているのが、3ページでございます。

3ページの一番下のところに、減災目標というところで、「2040年代の目指すべき東京の姿」を実現するため、TOKYO強靱化プロジェクトというものを策定しておりますけれども、その中間地点が2030年度ということで、首都直下地震等における人的・物的被害をおおむね半減するという目標を掲げて、今回の地域防災計画を修正しております。

その次のページから、様々、減災目標の達成に向けた指標ですとか取組について述べておりますけれども、主に推進協の中で取り扱うものということで、要配慮者の部分でご紹介させていただきますと、8ページのところに、減災目標の達成に向けた取組ということで、災害関連死の抑制にも資する避難生活の環境改善というところで、修正のポイントとして、女性要配慮者等の視点を踏まえた避難所管理運営指針の改訂ですとか、区市町村の支援といったものを入れております。

それから、9ページ以降が主な修正のポイントということになりますけれども、14ページのところに、第10章で避難者対策となっております。

こちらで、個別避難計画作成等の取組を支援することですとか、手話や文字、音声など、障害者等に配慮した情報伝達方法、主に避難所の生活の場面とか、様々な場面を想定して、情報保障をしっかりと行うといったところを掲げております。こういった都の計画の部分も踏まえて、ご審議をいただければと思っております。

それでは、またお手数ですが、資料を戻らせていただきまして、8ページからになりますが、第3章になります。推進計画の策定に向けた基本的な事項というところでございます。

まず、(1)としまして、新たな計画策定に向けてということで、二つ挙げております。

1点目が、2020大会の開催を契機として進展した、ハード・ソフト両面の様々な取組を都市のレガシーとして発展できるよう、利用者の参画による環境整備ですとか取組を一層進める必要があるということです。

2点目が、総括所見の趣旨等を踏まえて、多様な人が人権・尊厳を大切にしてお互いの違いを認め合いながら支え合う共生社会実現を目指すことが重要と、こういった視点を踏まえて計画策定を行ってほしいというような趣旨で入れております。

目標については、「誰もが、自立した日常生活を営み、自由に移動し、必要な情報を入手しながら、あらゆる場面で活動に参加し、共に楽しむことができる社会」とすべきであるという形です。事前に募集させていただいたご意見の中で、この目標の中の「誰もが、自立した日常生活を営み」のところにも、「人権や尊厳を大切にし」という、上の「多様な人が人権尊厳を大切にし」というところを引用してはどうかというようなご意見もいただいておりますので、その辺りも後ほどご審議をいただければと思っております。

計画期間については、前回お決めいただいたとおり、5年間というところでございます。

それから、(3)の他の計画においては、当然、福祉のまちづくりについては、様々な施策、ほかの計画とも連動しますので、相互に連携するということを書いてございます。

それから、9ページになりますが、施策の体系というところで、これも前回お示ししたとおり、今後この5本の柱で、区市町村、事業者、都民と連携して、総合的・計画的に取り組むということでございます。

それから、3のスパイラルアップの仕組みによる計画の進行管理というところでございますけれども、目標を設定するとともに、結果だけでなくプロセスを重視することや、検証、定期的な評価を行って、スパイラルアップの仕組みによる進行管理を行うことが重要であって、下に掲げる三つのポイントで仕組みづくりをしていく必要があるというところでございます。

最後に、10ページ目になりますが、今後のスケジュールというところでございます。

本日、7月26日が意見具申骨子に関する検討、第3回専門部会というところでございます。

前回までお示しさせていただいたスケジュールの中では、次回、第4回で意見具申案を検討して終わりという形だったんですが、部会長ともご相談させていただいて、もう一回必要だということで、書面開催でございますが、9月に本日ご議論いただいた内容を踏まえて、今日お示しする骨子案を文章化して、意見具申の素案という形で、委員の皆様へメール文書等でお送りさせていただいて、そこでご意見を伺うという形で、9月に実施させていただければと考えております。

皆様のご意見を反映したものを、10月に、今度は実際、第5回専門部会を開催させ

ていただいて、そちらで最終的に専門部会としての検討を完成させていただくということと考えております。

そのときには、先ほど申し上げた令和4年度末の計画の進捗状況というところも取りまとまっているかと思しますので、そちらの報告も併せて10月に行うと。11月に親会、推進協議会を開きまして、意見具申として、最終的に行政のほうに提出をいただくというようなスケジュールで考えてございます。

資料の説明については以上でございますが、事前にいただいていたご意見で、例えば数値が入っていないもの、例えば、都内の鉄道駅とかバスのほぼ完了とかというところが、具体的に示したほうがいいのではというところで、そこは最終的には入れさせていただきます。前回までに進捗状況の資料の中では、数値は挙げさせていただいておりましたけれども、そちらに置き換えさせていただきたいと思っております。

それから、「など」とか「等」とか、平仮名の「など」と漢字の「等」が混ざっているというところで、都の行政文書のルール上は、動詞には平仮名の「など」で、名詞には漢字の「等」という形になっているんですが、それどおりにもなっていなかったりしますので、意見具申の素案のときに、その辺りもしっかり整理して、書き分けた形にしたいと思っております。

それから、バリアフリーとBFとか、ユニバーサルデザインとUDとかという形で、混ざっているというところなんですけども、紙面の都合上、省略するところは省略してしまっていますが、基本的に意見具申の素案の段階では、アルファベットで略さないで、ユニバーサルデザインとかバリアフリーというような表記にしたいと思っております。

説明については以上でございます。

○高橋部会長　ご説明ありがとうございました。

それでは、これから、約1時間弱ほど質疑応答させていただければと思います。

今説明がありましたけれども、前回のときに、1章に当たる部分について、幾つかの資料整理だとか、追加だとか、表現ですとかそういったようなことの修正などもご意見ありましたので、またさらに精査をして、次のときの書面会議に間に合うように整理をさせていただければというふうに思いますが、今日は主として、2章と3章の部分の骨子について、皆様方のご意見をお伺いしたいというふうに思います。

まず、2章について、集中的にご意見をお伺いしたいというふうに思います。

2章も、今ご説明ありましたように、何枚かに及びますけれども、一応、最初に2章の1節から3節まで、誰もが円滑に移動できる交通機関や道路等のバリアフリーの更なる推進、それから、誰でもスムーズに入手できる情報バリアフリー環境の構築、そこまでご意見、それぞれの各ページ、気になった点も含めまして、構いませんので、何ページでも構いませんので、ご指摘いただいたりとか、ご提案をいただいたりとかすると大変ありがたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

どなたからでも結構ですので、よろしくお願いいたします。オンラインで参加の皆様

も、遠慮なくご発言いただければというふうに思います。よろしくどうぞお願いします。

今、会場から、川内委員、それから市橋委員の手が挙がっています。それでは、順番に、じゃあ、川内委員からお願いします。

○川内委員 東洋大学の川内です。

まず、3 ページですけれども、課題のところで無人改札口等での遠隔対応というのがあります。無人改札口での遠隔対応というのがすごく気になっています。

というのは、国のレベルでは、各鉄道事業者は、無人駅であっても、障害のある方々が使うときに予約を求めないという話になっています。つまり、その場でリクエストして、できるだけ迅速に対応するということを言っているわけですね。もちろん、当然、一定の待ち時間というのは生まれるかもしれません。ですから、ここで遠隔対応という言い方は、そこに行ってサポートするということを含まない形になりますので、この書き方はちょっと問題があるかと思います。

それから、一番下の乗降客による心のバリアフリーの実践に向けた広報、バス・タクシー等というのがありますけれども、これは何を伝えるのかということですよ。前回も申しましたが、ただ譲りましょうというのは心のバリアフリーではないだろうというお話をしました。となると、乗降客だけではなくて、市民全体が普通の暮らしの中でどういう心構えを持つかという形になっていくだろうというふうに思うので、心のバリアフリーというのをどう伝えるかというのは、もうちょっと十分に精査しないといけないんじゃないかなというふうに思いました。

それから、4 ページですけれども、真ん中あたりですね。「横断歩道橋や既設歩道橋におけるエレベーター設置等のバリアフリー整備」というのがありますけれども、もちろん、いろんな事情で、こういう立体横断をしなくてはいけない場所があることは承知していますけれども、ご存じのように、一時のように何でも歩道橋に上げましょうという話ではなくて、できるだけ平面横断をやっていこうというのが基本的にあるわけですね。ですから、まずは平面横断。どうしても駄目なときに、立体横断にエレベーター設置というふうな、順番を間違えないようにするべきではないかなというふうに思います。

それから、同じく4 ページの一番下のところのマスタープランについて、未策定地区への効果的な支援というのがありますが、マスタープランは最近入ってきた制度ですけれども、バリアフリーの基本構想については、もうつくってかなり年数がたっているところもあります。

基本構想については、教育啓発特定事業という、とても重要な、だけど今まで入っていなかったものが入ってきています。ですから、未策定地区等というよりは、現在既に策定した地区に対する支援というか、バージョンアップしていくということも、とても重要なのではないかなというふうに思います。

次に、5 ページですけれども、真ん中あたりの課題の枠の一番下ですけれども、車椅子使用者の駐車施設・優先区画等に係る普及啓発の強化、この普及啓発というのは何な

んだらうかと思うんですけども、東京、実は日本全国のほぼ全体、首都圏、東京なんかを除く全国、ほぼ、ほぼですね。本当に首都圏以外は、パーキング・パーミット制度が既に制度化されていますよね。県とか府ごとに制度が微妙に違うので、共通して使えないという問題があります。それを妨げているのが、首都圏での普及の遅れということになります。ですから、このパーキング・パーミット制度をどう考えるかということも、とても重要な問題なのではないかなというふうに思います。

次に、6 ページの上から二つ目の四角の課題で、大規模災害発生に応急住宅の確保、多用な被災者が使いやすい応急住宅の確保ということですけども、実は今まで、特に車椅子使用者が使える応急仮設住宅とかというのは、ほぼなかったんですね。熊本なんかでも、災害が発生してしばらくして、応急仮設住宅、車椅子対応のものがつくられたりしたんですけども、これは応急仮設住宅としてイメージができるプレハブのものではなくて、木造で造ったんですね。熊本なんかでは、木造の仮設住宅も被災直後にかなり速やかに造っていたんですけども、車椅子対応については遅れた。しかも、最近は地域のコミュニティのつながりを失わせないように、仮設住宅であっても、元いたコミュニティの人がまとめて同じ地域に避難するというような形になっているんですけども、この車椅子対応だけは別というふうになっています。

ですから、そういう今まで応急仮設住宅というものが、車椅子対応のものが、きっちり準備されなかったというようなことがあるので、そのことについて、ここでどういうふうに扱うのかということも考えなくちゃいけないかなと思います。

以上です。

○高橋部会長 ありがとうございました。

それでは、次に、市橋さんのご意見をお伺いしておきたいと思います。よろしくどうぞ。今、川内委員からは、6 点ほどいただきました。ありがとうございます。

○市橋委員 市橋です。

まずは、前提として、これに書かれて、見たときに、私たちが、今まで言っていたことが随分これに入れられたというか、前進した面があるなと思います。例えば、駅の 2 ルート目の確保とか、そういう点は、僕がこの委員会でも発言してきました。

ただ、お伺いしたいのは、この骨子案をいただいてから、私たち、ほかのもあって全体で協議する時間が少なかったんです。そして、もう一個言えば、今後、10 月の書面で来たときに、特に僕は連絡会の会長として、個人として来ているわけじゃないですから、討議する時間、例えば、今日言い足りなかったところ、8 月 2 日までに寄せせということだけど、うちの役員で、今、夏休みを取っている人間もいるので、ちょっとかなりきついなと。どうしていくかということはかなり悩んでいます。それが一個目で。なるべくこういうことは早く、また時間を取っていただきたいということが一つです。

二つ目に、そういうところで言えば、時間を取っていただきたいということは、この骨子が示されて、今回、特に感じたのは、どこまで書き込んでいるのかということが非

常に重要で、評価できるものと、まだ数が、あるいは実数が出ていない。そういうところで言えば、そこを私たちが、団体へ持ち帰って、みんなの審議をする時間が、やっぱり要るんじゃないか。これがないと、せっかく前進したと言っても、結局、不満があり、私たちの提案が受け入れられないということになるんじゃないかと。これは非常に双方にとって不幸なことであり、むしろ、今回、これを見ても、私たちが積み上げてきたことが、かなり反映されているので、その積み上げが、単に東京都だけでなく、私たちの運動によって積み上げてきたという確信が持てるような提案になれば幸いだなと思いますので、そこら辺を十分に時間をとって、文章化する時に、結局は僅かというようなことにならないようにやりたいなということは思います。

そこら辺では、僕が評価できることを言いたいですけれども、そこを抜いて言うと、幾つか気になったところかというと、ホームドアの設置の問題です。やっぱり、これは、目標値をきちんと決めて、提言をしていきましょう。東京都でいえば、これはできたらいいじゃなくて、特に、視覚障害者の人たちにとっては命に関わる問題であるわけで、これがいついつまでじゃなくて、いつどうやっていくかという、ここをきちんと計画する必要があると思います。

それから、無人化改札の問題ですけれども、私たちはやはり、無人化の駅は反対をしています。なるべく、やっぱり人がいるようにということ。もっと言ったら、人がいても、本当に、駅員なのか警備員なのかで、かなり差があるということを、私たちは実感しています。警備員がいるホームで事故があったということがありますので、そこら辺が課題です。

それから、僕の意見として書いていただきました、3ページで、観光バス、あるいは空港バスについてのリフトの導入に関しては、これも技術開発って、どういう技術開発を投げかけるのかと。あったらいいじゃなくて、具体的に開発、これはやろうと思ったらできるわけで。技術開発をどういうふうに投げかけていくかということをきちんと書くべきではないかと思うんです。

それから、ほかに幾つかありますけれども、細かいことは意見として言うと、2020のあれですけれども、これは1章で書くかもしれないけど、やはり国際的に投げかけられたところを私たちが受け取る結果をどうするか。やっぱり、パラリンピック基準で私たちは競技場を造っていこうと。

それを一般化していくのに、あらゆる施設に関して一般化していくときに、どういう方法で投げかけていくか。そして、ここで言えば、「スポーツ施設等」と書いてありますけれども、「等」ではなくて、例えば公共施設すべてを入れる必要があるんじゃないかと、僕は考えています。

例えば、これは、細かくなって、ごめんなさい。例えば、公会堂、特に区立の公会堂などでいうと、車椅子席が、一部は後ろとか、真ん中とかあるんですけれども、例えば、パラリンピック基準でいえば、前と後ろと真ん中で、きちんと置くということが基準で

すよね。そこら辺のところも、きちっとやっぱり方向性としては打ち出す必要があるんじゃないかと思うんです。

それから、5ページ。5ページの公園のところは、僕は何回も言っているんですけども、都立公園のバリアフリー化は当たり前のことでやってもらっていたと思うんですけども、歴史的な庭園をどうしていくのかということ。僕、ちょっと、最近はあるんだけど、僕はありませんけれども、例えば皇居とか、赤坂離宮とか、ああいうところがあって、バリアフリーになっていて。こういうところとか、いわゆる庭園、例えば、僕らは皇居とか、赤坂離宮までは言いませんけれども、例えば、具体的に言ったほうがいいか。椿山荘とか、歴史的にあるけど、椿山荘とかは、とても今散策は、車椅子ではできないと。ただ、やっぱり、あそこに行って、料金は課題ですけどもね、心のリラックスをしていくというのは、非常に重要なので、そこら辺までやるのが、やっぱりバリアフリー化、ノーマライゼーションではないかと思うので、そこら辺も、ちょっと指摘していく必要があるんじゃないかと思います。

以上についてみんなで検討していきたいと思います。

○高橋部会長 少し、ご意見をさらにお伺いしておきたいと思います。今日は事務局から我々委員の意見を回答してもらうという場だけではなくて、やっぱり我々のほうで、協議会のメンバーとして、どういう意見を出していくかと、そこがすごく重要なのですが、オンラインの方々もご遠慮なくいただければ。会場の方々も、各委員の皆様、ご発言をお願いしたいと思います。第2章の部分について、どのページでも結構ですので、今、順番にそれぞれいただきました。

○川内委員 ちょっといいですか。

○高橋部会長 どうぞ、川内委員、お願いいたします。

○川内委員 東洋大の川内です。

先ほど発言させていただいた中で一つ漏れていました。実は、踏切の安全というのが、今すごく注目されていて、国も足踏みしているんですね。本当は対策を出さなくちゃいけないんですけども、どういう対策がいいのか、まだ明らかでない。その隙間をについてというか、いろんな地方でいろんなやり方が今始まっていて、統一されていないという形になっています。

ですから、ここで踏切ということも一つ入れておく必要があるんじゃないかなと思います。

以上です。

○高橋部会長 ありがとうございます。踏切の部分について、追加のリクエストがありました。

○越智委員 すみません。

○高橋部会長 越智委員、お願いいたします。

○越智委員 東京都聴覚障害者連盟の越智です。

意見は後にしまして、川内委員からお話がありました、無人化駅とか、遠隔対応についてですね。私も気になりますので、これについて、どう答えるとか、お話を聞きたいと思います。

○高橋部会長 後ほど幾つかの、現段階で対応状況ですとか判明しているものについては、事務局のほうでもお答えいただきます。それがそのまま意見具申になるということではありませんけれども。はい、ありがとうございます。

ほかございますでしょうか。一旦よろしいでしょうか。

○比留間委員 いいですか。

○高橋部会長 どうぞ、比留間委員ですか、よろしくお願いします。

○比留間委員 比留間です。

3 ページのところにある、現状の①の四つ目のマルのところで、案内サインというのがございますけれども、ここのところで、もしその案内サインって、ライトがついてると思うんですけども、そこに出口までの距離を書くとか、そういうような工夫というのはあってもいいのかなというような感じがしまして、検討くださればなというふうに思いました。

ほかにも幾つかあるんですけども、取りあえず、私のほうは以上です。

○高橋部会長 ありがとうございます。

先ほど市橋委員からも、同様なご指摘といたしますか、骨子案なので、落ちてない項目がないかというところもあるんですけども、具体的な中身が見えていない部分が、書き方の部分ですね。その後、あるいは事例ですとか、そういったようなことなんかもあるかというふうに思いますので、併せて今後の作業に生かしていかなければいけないと思います。どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○比留間委員 今のその話、すぐ終わりますから、マイクしないでいいです。今の話の中では、次の11月のところに、その詳細も入っているものを配付いただけるということですか。

○渋谷事業調整担当部長 事務局の渋谷です。11月の前に、まず、今日はあくまで骨子ということで、項目立てをしました骨子案をお示ししております。

少し補わせていただきますと、次回の9月のときにもう少し文章化した素案をお示します。実績の分も、データも含めて、前回の資料でいろいろお出ししているのも、素案の中で文章化をしまして、こういう現状を踏まえて、こういう課題があるという形で文章化したものを9月、できれば早い時期に皆様にご提示し、ご意見もあつたように、少し時間を設けてご意見を伺う予定です。それをリバイスしたものを、10月の専門部会の対面の会議でご議論いただく。11月は親会で、ほぼ決定案をお諮りしていくというような流れを考えております。

繰り返しますが、データ編は、前回ある程度、これまでの取組の実績であるとか、意識調査の結果などを、お示ししていたつもりなので、それを文章化して、それを土台

に本日の骨子案を作成していくという考えで、全体を考えておりますというところだけ、まず私のほうからお答えさせていただきました。

○比留間委員 ちょっと今の。

○高橋部会長 どうぞ、比留間さん。

○比留間委員 比留間です。

今の確認なんですけども、今度の9月の書面のところでは、今おっしゃられるように細かい数字が出ているという認識でよろしいですか。

○田中福祉のまちづくり担当課長 事務局の田中です。

そうですね。基本的に、最後に、意見具申のときに、令和4年度末の進捗状況が取りまとまっていますので、それらの数値をできるだけ本文の中でも入れていきたいと考えております。課題に関する数値ということで、現状の数値がほとんどなんですけども、できるだけ入れ込みたいと考えております。

○比留間委員 了解いたしました。ありがとうございます。

○高橋部会長 ありがとうございます。

市橋委員。

○市橋委員 今、部長から言われたんですけれども、僕らに提示されて、意見を返すまで、期間としてはどのぐらいを考えていますか。

○田中福祉のまちづくり担当課長 事務局の田中です。

今考えているところだと、最低2週間は取れるように何とかしたいとは考えております。

○市橋委員 難しいので、僕らとしては1か月ぐらいほしいけど、お願いします。

あるいは、もし1か月ぐらいお願いしたいと、あるいはいつ示すということを前もって言ってくれたら、討議の委員会をこっちでやって、すぐやるとか、考えたいと思いますので、そこら辺をお願いします。

○高橋部会長 その日程、意見の提出について、先ほどもご発言がありましたけど、少し事務局とも、私のほうと調整させていただいて、基本的には、とにかく10月全体会で一通り見られなければいけませんので、それまでの9月の段階、一気に9月の書面会議のときに出せるかどうかというのは、ちょっと微妙なところもあると思いますけれども、可能な限り作業していく形になると思います。その間の意見出し、いろんな委員の方々から出てくる可能性がありますので、その辺については、時間的な制限もありますけど、可能な限り対応してもらえるように、事務局のほうにお願いしたいというふうに思います。

○市橋委員 はい。

○高橋部会長 佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員 皆さん、おはようございます。日本女子大の佐藤です。

(1)の交通機関、(3)の面的バリアフリー整備、両方に関することとして、別の

会議になりますが、異なる事業者間の調整が非常に重要だというようなご意見が出されておりました。

道路に関しては、「異なる管理者間の連携によって」というキーワードが書かれていますけれども、公共交通機関、あるいは道路を含めて、異なる事業者間の調整をどうするか、その調整に関しての仕組みづくりも、この具申の中にキーワードとして入れておくべきではないかと思いました。

○高橋部会長 ありがとうございます。

法改正の中でも度々議論されている理由の一つだというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

オンラインで参加の方でいらっしゃいますか。

瀬戸さん、ご発言ください。

○瀬戸委員 よろしいですか。

○高橋部会長 はい、どうぞ。聞こえております。

○瀬戸委員 駒澤大学の瀬戸です。よろしくお願いします。

私からは、4ページ目ですかね。道路におけるバリアフリー化、(2)の道路におけるバリアフリー化の項目の中の課題ですね。ウェブサイト等での歩行空間に関するバリアフリー情報の提供、オープンデータ化に向けた検討ということで、今回、次期計画で新しく項目を立てていただくということで、これ自体については、非常に喜ばしいというか、ぜひやっていただきたいと思うんですが、ほかの項目にも幾つかオープンデータ化に関する記載が出ている中で、ここだけ検討となっていて、そのほかは多分促進とかですね、かなり踏み込んで書かれているので、ぜひこの点、検討というよりは、促進として、前向きに進めていただければと思います。

特に、歩行空間に関する、バリアフリー情報では必ずしもないかもしれないんですが、歩行空間ネットワークというオープンデータ、国土交通省含めて、結構、オープンデータ化もされてきている経緯もありますので、検討とすると、やっぱり多くのケースの場合は、検討した結果出せませんというような、かなり後ろ向きな結果になって、こういった道路に関するバリアフリーのいろいろなデータから見た計画とか、今後に向けた促進というところの議論がやっぱり進まない危惧もされますので、ぜひこの点、お願ひしたいと思います。

それから、もう1点だけ。これ、道路のバリアフリー化だけではないかもしれないんですが、この点はほかの委員の方もおっしゃっていたかもしれないんですけど、計画的な整備、新規の設置であるとか、既存施設の改修みたいな形で、新しくバリアフリーに関する設備であるとか、道路自体を舗装し直すとか、そういった新規のものについても、もちろんそうなんですが、東京都のバリアフリー化というのいろいろな経緯があつて、過去にかなり整備をしたんだけど、例えば設備とか、バリアフリーの設備といったものが老朽化をし

たりとか、やっぱり経年劣化をして、破損とか、あまり使えなくなっているという状況もあろうかと思います。

そういった意味では、整備という中にも含まれているかもしれませんが、やっぱり定期点検というか、そういったちゃんと過去に設置したバリアフリーに関する設備とか器具みたいなものがちゃんと使えているのかというところの、点検の効率化って、多分言ったほうがいいと思う。全部がし切れないと思うので、効率化というのがいいのかなと思いますけれども、そういったところも、今の先進技術であるとか、様々な機会を捉えて、そういった設備の点検とか更新といったものの促進といったところも進められるといいのかなというふうに思いました。

以上ですね。データ側の話と、ちょっとインフラというか、物理的なバリアフリーの設備、施設に関する意見ということで、私からは以上になります。

○高橋部会長 ありがとうございます。

では、永田さん。また、オンラインも2名挙がっています。

では、永田委員のほうからお願いいたします。

○永田委員 手をつなぐ育成会の永田でございます。

先ほど、川内委員から、例えば3ページが一番下なんですけれども、乗降客による心のバリアフリー、これは乗降客だけではなく、市民全体が暮らしの中でどう考えていくかというようなご意見をいただきました。

まさにそのとおりだと思うんですけど、このバス・タクシーだけの問題かということになるかと思うんですね。これは、例えば鉄道も、公共施設でも、公園でも、全てに共通する、またがることなのかしらと思いますと、ここだけにこういう記載があるというのはいかがなのかしらと。

逆にございますと、例えばウェブサイトのオープンデータ化とか、職員の接遇向上の研修とか、そういうのも全体にまたがる、共通している課題だと思うんですね。

それぞれに、全てにそういうのを入れ込んでいくのか、全体に共通している課題として、ある程度整理するというのもどうなのかしらというふうにも思いました。

以上です。

○高橋部会長 ありがとうございます。

書き方と全体の共通部分と、それから個別でさらに加えておく部分という、共通している部分、その方向だと思いますけれども、ありがとうございます。

それから、前野委員でしょうか。お願いいたします。

○前野委員 前野と申します。

ここに、3ページの現状、課題のところで、ホームドアというのが現状5割とか、課題として促進というふうにありますけれども、先週、JR東日本が、ホームドアの設置について、何駅、幾つ設置した、そして23年度はどのように計画するというふうなことが新聞記事にございましたが、こういう民間の会社との連携というのは、今、都とし

であるのでしょうか。お尋ねしたいと思います。

○高橋部会長 分かりました。じゃあ、後ほどまとめてお願いいたします。ありがとうございます。

では、越智委員、お願いいたします。

○越智委員 東聴連の越智です。

先ほども質問しましたが、意見がまだでしたので、申し上げたいと思います。

7ページの災害のところ、または4の共生社会という、この辺りのことだと思うんですが、先日も、先日、2025年のデフリンピックに向けて、会場となる競技場2か所で、聴覚障害者対応の避難訓練を行いました。

私は前々から話してきましたのは、国際的な共通のコミュニケーションの方法として、ボディランゲージ、これが大切だと申し上げてまいりました。改めて、その必要性を、避難訓練を通して実感いたしました。

駒沢で、まず、職員に対しての研修を行いました。視覚的な情報保障の整備や、また、モニター、「火事です」などの、また「待機してください」などの大きな文字をお見せするようにしたり、また地震や火事が起きたという設定で避難訓練を行ったんですが、ご協力をお願いした聴覚障害者の方々は、実際に地震や火事に起きたと設定して、パニックになった気持ちで参加してほしいということをお伝えしました。

やってみましたところ、文字情報はあまり気がつかなかった、遠くて見えないとか、気づかなかったとか、結局は、文字での情報はあまり効果がなかったんですね。終わりました後、反省会で話したのは、文字よりもやはり職員の方々の身ぶり等で誘導してくださった効果があったということです。文字で表示するよりも、身ぶりですでいただくこと、例えば、「待ってください」とか、このようにやるということですね。ちょっと申し訳ないです。吉田委員、すみません。このように「待ってください」というふうに表す、このような身ぶりが、効果があったという意見が出ました。

それと、大田区の体育館で避難訓練をしましたところ、文字と併せて、身ぶりもやってほしいということで、事前に説明いたしました。「待つて」などの手ぶりをするようにお話ししました。それに基づいてやったんですが、問題がまた起きてしまいました。日本人は、身ぶりやボディランゲージがあまり上手じゃないですね。それで、マスクを装着したままで、「待ってください」とやったとします。そうしますと、ほとんどの聴覚障害者は伏せろと思ってしまって、床に伏せてしまったということが起きてしまいました。手の向きがちょっと下を向いて、床のほうを向いていたということもありました。そういうこともありまして、きちっとした身ぶり、ボディランゲージも学んでいただかないと効果がないなという結果になりました。

それらも含めて、日本人はボディランゲージが苦手というよりも下手だと思いますので、そういうことの勉強会といいますか、ソフト的な対応が十分じゃないなということ、を、改めて分かりました。

その辺りも含めていただければいいかなと思っております。よろしくお願いいたします。

○高橋部会長 越智委員、ありがとうございました。吉田委員もご協力ありがとうございました。会場では、越智委員が吉田委員の両手で、少しジェスチャーといいますか、体で表現させていただきまして、ありがとうございます。

それで、オンラインで、順不同で申し訳ありませんけども、私の手元で確認した小嶋委員でしょうか。その後、織田委員、お願いいたします。

どうぞ、お話しください。小嶋委員。

○小嶋委員 ありがとうございます。埼玉大学の小嶋です。

私からは、4ページの道路のところなんですけれども、こちらの道路におけるバリアフリー化のところ、課題のところ、都道の歩道、区市町村道での歩道のバリアフリー化ということで記載があるんですけれども、鉄道駅に行く主要な道路などでも、歩道はないようなところを通っていかれる道もあると思うんですけれども、そういったところ、バリアフリーということには行かないんだと思うんですけれども、サポートが必要になってくるところかと思いますが、そういったところは、こちらのこの中の課題には、今含まれている形になるのでしょうか。すみません、質問になります。

以上です。

○高橋部会長 ありがとうございます。後ほど答えられる範囲で進めさせていただきたいと思います。

織田委員、ご発言ください。

○織田委員 ありがとうございます。Wheelogの織田友理子です。

すみません、会場の音が全部クリアに聞こえない状況だったので、もしかして少しかぶっているところがあるかもしれない、申し訳ありません。特に瀬戸委員からもご発言があったと思うのですが、オープンデータのことについて発言させていただきたいと思います。

全体的に、今回の内容の目指すべきところがどこなのかというところが明確になっていけばいいなと思っています。というのが、オープンデータ、データというのはすごく宝の山というか、やはり持っていたら人々に役に立てるし、その利活用の方法を自治体が考えられるということに、オープンデータを拡充していくことのメリットがあると思います。それというのは、例えば自治体側から税金を、例えば、道路もそうですけど、建物とか、バリアフリースイレとか、いろいろな場面でお金を出すところがあると思います。

そうしたときに、データを工事側が必ず持っていて、自治体側もお金を出している、データを収集することができる。そうした取組の中で、いかにオープンデータを加速させて、また整理をして、フォーマットを決めて収集をしていくかということを、きちんと議論をし、そちらの方法、方策を選定できれば、かなり東京都の中で多くの工事

がされているので、どんどんデータが集まってくると思っています。例えば、観光庁の事業の中に「宿泊業の高付加価値化のための経営ガイドラインに基づく登録制度」というものがあります。こちらの制度では、登録の際に必須事項として「観光施設における心のバリアフリー認定制度」の認定を取得することが定められています。こうした制度連携によって、効率良くオープンデータを収集できるようになるのではないかと考えております。例えば、バリアフリー改修補助金の申請の際に、データの二次利用、オープンデータ化を必須事項とし、改修後のデータ提出を義務化すれば、バリアフリー関連のオープンデータを効率良く集められるのではないのでしょうか。どこの自治体も、まだオープンデータや、データ関連のところは義務化ができていないということで、義務化は難しいとよく言われ、最近も国土交通省の方とお話ししていたのですが、やはりちょっとみたいなことはちらっとおっしゃっていました。もしかして東京都だったら、データの収集について、国よりも加速して、義務化までは行けないけれども、もっと踏み込んだところまで、取組をつくることができるのではないかと。それであれば、今後の日本に対して、データで人々を助けるという構図が実現するのではないかなと思いました。

以上です。

○高橋部会長 織田委員、ありがとうございました。

よろしいでしょうか。

それでは、時間の関係もありますので、たくさんのご意見ですとか、あるいはご提案を、あるいはご質問もありましたけれども、特に質問関係は、事務局のほうで答えられる範囲でお願いをしたいと思います。よろしくどうぞお願いします。

○田中福祉のまちづくり担当課長 事務局の田中でございます。たくさんのご意見やご質問をいただきまして、大変ありがとうございます。

全体的なところで申し上げますと、13期の意見具申のときには、例えば事業者ですとか、区市町村ですとか、国ですとかというところも含めて、その課題として上げていただいていたところだったんですけども、今回はあくまでも推進計画策定に当たっての意見具申というところなので、やはり都の政策として、今推進しているもの、都立が直営でやっているもの、施設における環境の整備ですとか、サービス提供、情報提供などがやはり中心になるかなと。

民間事業者ですとか、区市町村に関しては、支援を財政的に行っているもの、技術的に行っているもの、様々ございます。その支援の内容の中で反映できるようなものもあるにはあるんですが、やはり事業者ですとか、区市町村が主体的に取り組んでいただかないとなかなか進まないものもありますので、そういったものについては、ちょっとその施策を運用する中で、どういった効果的な支援ができるかといった視点でのまとめ方にはなってしまうかと思っておりますので、その点、ご了承いただければと思います。

あと、国のほうで、ある程度、全体的なルールというところがいろいろ検討されているところのものについては、なかなか自治体としてどこまで先んじてというところで、

踏切の話だったりとか、あと歴史的な庭園の話とかいただいておりますけれども、そういったところを、どこまで自治体として独自に踏み込めるのか。あるいは、自治体によってばらばらで、かえって利用者の皆様に混乱を招くものは、なかなかそこが難しいとか、国の動向を注視するとかといった状況になるかと思います。

いずれにしても、本日様々ご意見をいただいたので、それらをうまく交通整理をして、福祉局でやっているのは、あくまで全庁のコーディネートという部分になりますので、各局がそれぞれ行っている施策の中でどこまで反映ができるかということを各局と協議しながら、最終的に課題としてどこまで書き込めるといったところを落とし込んでいければと思いますので、そういった観点で、次回、本文にしたときには、この書きぶりでは、もうちょっとできることがあるんじゃないかとか、事業者、区市町村が主体で取り組むんだけど、こういった助言が都としてはできるんじゃないかとか、そういったところを具体的にまたご意見としていただければ、それを基に庁内で調整ができるかなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

質問でいただいたところで行きますと、例えば、ホームドアとかの鉄道事業者と連携とかについては、現状、都市整備局のほうで行っていて、ホームページ等で出しているものとかもございますので、そちらの内容とかも、多少本文の中では触れられればなど考えております。こういう連携の仕方を今行っていますよということは、多少書く方向で、庁内で調整ができればなどと思っております。

それから、小嶋委員からいただいた、歩道ではないところというところで行きますと、例えば道路上ですと、交差点などの横断歩道のところなどは、警視庁管轄で、エスコートゾーンの整備とかも行っておりますし、道路状空地ですとか、総合設計と同時に整備するような部分については、福祉のまちづくり条例上、公共的通路ということで、通路の幅ですとか、勾配ですとか、基準を設けて、それで進めているところがございます。

ただ、既存のところというところで行きますと、なかなかそこまでは、努力義務になるところがありますので、不十分じゃないところもありますけれども、都市再開発の中でそういうところはどんどん改善されていくというような形かなと考えております。

それから、オープンデータ化についてご意見いただきました。道路空間のところだけ検討になっているんですが、こちらは、歩行空間のデータワーキングを国交省のほうが立ち上げていて、それに都としても参加をしておりますので、なかなか、都としてどこまでできるかというところで、できるだけご協力したいなというところではありますので、事項出しをさせていただいているんですけれども、そういったところでなかなか、都独自でどこまでできるかというところで、検討というような表現にさせていただいております。

あと最後の、織田委員の、都として道路、建築物、トイレなどのデータの収集、義務化までいかないまでもというところの促進の話ですけれども、一応、今、東京データプラットフォーム、オープンデータ化も含めて、利活用の方法を議論するような会議体が

立ち上がっております。

その中でも、試験的に、トライアルなんですけども、例えば新宿西口の建築物の管理者などに集まっていただいて、トイレのデータベースというか、バリアフリー設備の情報というところで、国の推奨データセットがあるんですが、それと比べると、都が今、車椅子トイレでオープンデータ化しているものの項目のほうが多くて、その項目を標準化するに当たって、どういうところに絞り込むかみたいな議論を、昨年まではしていた状況です。

その中で、ある程度合意できたものについてフォーマット化をして、それを民間の事業者が入れて更新をしていくというような仕組みについては、今、検討・議論をしているところです。

なかなかアウトプットまで、まだ道筋がはっきりしているわけではないですが、多少、意見具申の本文の中でも、その辺りに触れられればと考えております。

もし、質問という趣旨だったのに、答えていない点があれば、ご指摘をいただければと思います。

以上でございます。

○高橋部会長 ありがとうございます。

越智委員、手を挙げられました。はい、どうぞ。

○越智委員 東聴連の越智ですけれども、先ほど質問したんですけれども、3ページのところ、無人駅などでの遠隔対応の話ですけど、この部分がどういう意味なのかを確認したいんです。

今でも券売機ですとか、無人改札、マイクを使うというのが分からなくて、我々、実は困っているわけですよ。困った問題もあって、解決するために対応していくのか、それとも、さらに無人駅を増やして、遠隔対応の無人駅を増やすという意味なのか。そうになると、我々としては、ますます困ってしまうことになるんですよね。どっちかによって、全く違うんですよ。ですから、どちらの対応を考えていらっしゃるのでしょうか。

○高橋部会長 ありがとうございます。

この遠隔対応については、それぞれの困り事の状況によって大きく異なる可能性が高いので、それから市橋委員も先ほどおっしゃっていましたが、同じように、聞こえる方でも困る場合もあるというようなこともありますので、ここは少し、具体的な記述の中で、丁寧に書いておかないと、報告書は一旦出ておりますけれども、それイコールという形にはならないかもしれませんので、少し精査をしていく形になるかと思いますが、今、課長の田中さんのほうで、越智さんのご意見に何かありますか。よろしくお願いいたします。

○田中福祉のまちづくり担当課長 事務局の田中でございます。質問について、回答を漏らしてしまいまして、申し訳ございませんでした。

この3ページの券売機、無人改札口等での遠隔対応というところですが、13期の意

見具申の中でも、聴覚障害者の方がインターホンとか、押しても結局声しか聞こえませんが、全然駅員さんが対応できるような設備になっていないというようなところとか、駆けつけられるような体制とかというところも十分じゃないというのは、ご意見を伺って、意見具申に落とし込んでおりましたので、国のほうで無人化のガイドラインを策定して、その中で書かれていることとして、13期のときには、意見具申をまとめさせていただいたところです。

やはりそこが継続として課題にはなるかなというところで、じゃあ、都の計画の中でどう書けるかというところについては、取りあえず、項目出しはしておりますけれども、ここはまさに関係局とどこまで都としてできるのかと。民間の鉄道事業者の部分に関しては、なかなか都の計画の中でどこまでできるかというところと、特に制約があるところではございますので、そこはちょっと関係局とこれから議論したいと思います。

以上でございます。

○高橋部会長　ありがとうございます。

もう一つ、3章部分についてだけ、ちょっとご意見を最小限いただいておりますというふうに思いますので、よろしくお願いします。今、課長のほうからお話があった中で、国あるいは民間事業との関係になるんですけども、意見具申としては、特に都としては推進計画に盛り込むところ、3章の部分の項目にあるところですけども、その部分と、それとあるいは情報といいますか、情報提供や、あるいは必要な情報交換は進めたいと思いますし、民間事業とのいろいろな役割分担があるというふうに思いますけども、個人的な意見としては、協議会として意見具申から推進計画に盛り込める部分と、それから意見具申として、先を見据えて、やはり5年後の先を見据えて入れておいたほうがいいという部分は、ある程度意見具申に盛り込んでいかなければいけないのではないかと。国が検討していて、結論が出ていなくても、方向性として、もし間違っていなければ、それを都として先取りとまではいかないけども、先導的な役割が一方ではあるんじゃないかというふうに思います。これについては、9月以降、書面会議以降、少しさらに精査をしていかなければいけないという、これは都の協議会の使命、役割だというふうに思いますので、事務局のほうもご対応よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、3章について、時間が短いんですけどもご意見を頂ければと思います。全体的な計画の部分については、先ほど目標についての説明もありましたけれども、施策の体系の部分で、意見具申からさらに推進計画にどこまで入れ込められるかどうかというその部分について、事務局のほうでも一番緊張する部分ではないかというふうに思いますけれどもよろしくお願いします。

それから、重要なのは、もう一つ、3節の部分ですね。戦略ですね、どういうふうになっているのか。先ほどもご意見がありましたが、やはり履行していくための具体的なロードマップといいますか、その戦略についてしっかりと示すことと進行管理をしていくということがとても重要になるというふうに思います。この辺りについて、今日の段

階で、短い時間ですけども、ご発言いただければ、どなたでも結構ですので、お願いをしたいと思います。

川内委員、お願いします。

○川内委員 東洋大の川内です。

すみません、2章の4で、もう一つ、7ページ、申し上げたいんですが、課題のところで、バリアフリー設備の適正利用というのがあるんですね。適正利用というのはよく言われていて、その設備を使うのに不適切な人には使ってもらわないようにしようということだと思うんですけども、果たしてそれが言えるのかということですね。

適正利用、例えば、ここの障害者等用駐車区画というようにところで、外見上、そうは見えない方でも、ドアを広く広げないと乗り降りできないとか、あるいは、この駐車区画が、よく言われる不適正に使われているというのは二つの理由があって、一つは広いということ。それから、もう一つは出入口に近いということですね。なので、何らかの事情があって、長い距離歩けなくて、ここに止めているというような方。トイレもそうですね。外見では区別できないんですね。

そうすると、ここで適正利用ということ、適正利用というのは、こういう人たちは使うけど、こういう人たちは使わないようにしようということですけども、果たしてそういうことが言えるのかということ、をちょっと考えないと、安易に適正利用という言葉を使うことによって、そこを今まで、そこしか使えなくて、そこを使えていた人が使えなくなるというようなことが、あるいは周りの目を気にして使いにくくなるということが実際起こっていますので、この適正利用という言葉は、非常に注意をして使わなきゃいけないと思っています。

次に、9ページですけども、スパイラルアップの仕組みによる計画の進行管理というところで、ここで計画というのは、この福祉のまちづくり推進計画のことを言うんでしょうか。それとも、あるいは、行政が様々な計画を進めていますね。それを、例えば、すごく分かりやすい例でいうと、どこかの自治体が区民会館か何かを建てると。区民会館を建てて、その後、その区民会館がどういうふうに使われるのかというのを調べて、改善していくというようなスパイラルアップの仕組みというのもあるわけですね。ですから、ここで進行管理、計画の進行管理といったときに、これを推進計画だけにとどめるのか、あるいはもっと広げて考えるのかというようなことで、ここのところが全然違ってくると思うんですね。なので、この計画というのは何かということについても、はっきりとさせるべきではないかなというふうに思います。

以上です。

○高橋部会長 ありがとうございます。2点いただきました。

1点目は、先ほどの7ページの部分になります。適正利用についての本来の意義、あるいは理解の仕方、ただ単に空いているだけという、そういうような部分のことと、それから本来、これまで使えていた部分の人たちの状況にもよるかというふうに思います

けれども、その辺りについても、少し丁寧な考察が必要ではないかというご意見です。

そして、計画ですけども、下のほうはこれ、推進計画そのものということでよろしいですね。

ほか、いかがでしょうか。

オンラインの方々、いかがですか。大丈夫でしょうか。

会場から、今、川内委員のほうから意見が、追加で手が挙がっていますので、川内委員、お願いいたします。

○川内委員 東洋大の川内です。

つまり、先ほどの計画というのは、推進計画のことを指すんだというふうにおっしゃいました。ということは、それ以外のものについては、進行管理ということについては、特に言わないということ、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○高橋部会長 どういう意味でしょうか。

○川内委員 いや、ですから、スパイラルアップの仕組みによる進行管理というのがこの推進計画だけのことを言うということは、推進計画について後で調べていろいろやっていくということはありませんけど、この推進計画の中にいっぱい事業があるわけですよね、その事業全部をカバーしてスパイラルアップの仕組みなんですか。あるいは、こういう机上というか、この推進計画そのものだけの進行管理ということの理解なんですか。どっちでしょう。

○田中福祉のまちづくり担当課長 事務局の田中です。

○高橋部会長 はい、お願いいたします。

○田中福祉のまちづくり担当課長 推進計画に現行の計画ですと120事業がそれぞれ入ってございますが、これについては毎年、年度末までの進捗状況ということで、推進計画策定の年以外も含めて推進協議会の中でご報告をさせていただいております。その進捗状況を踏まえて、この事業についてこういう工夫ができるんじゃないかとか様々ご意見をいただいていたこともありましたし、今後も含めて次期計画もまた推進協の専門部会の中で進捗状況をご報告させていただいた中で広くご意見をいただければ、それを次年度以降というか当年度以降の事業の施行の中で工夫できるところもあるかと思いますし、また、次年度の予算要求、予算取りなどをするときに反映できる可能性もございますので、そういった意味でスパイラルアップというところは計画そのものだけでなくその計画に位置づけられたもの全てにおいてスパイラルアップをしていくと、ただ、その推進計画の中の進行管理の方法としてやっていくということで、個別の事業を取り上げてということじゃなくて全体としての進行管理の一環ということなんです。

以上です。

○川内委員 いいですか。

○高橋部会長 はい。

○川内委員 川内ですが、もう一度確認させてください。

例えば基本構想とかいうのがありますね、この推進計画の中でも基本構想について書いてありますけれども、個別の基本構想についてのスパイラルアップの仕組みによる進行管理というのはこの中では含まれていなくて、全体として都の中でどれだけの基本構想をつくられたとか、あるいはどういう状況になっているかということについてのスパイラルアップの仕組みによる進行管理ということを行っているんだという理解でよろしいですか。

○田中福祉のまちづくり担当課長 事務局の田中でございます。

バリアフリー基本構想、マスタープランに関しましては区市町村が主体として取り組むものですので、その中でのスパイラルアップについては推進計画の対象にはなりません。都が行っていることとしましては、策定費の補助ですとかそういった広域行政としての支援の部分でございますので、そういったところの方法についてのスパイラルアップというのは対象になろうというところですよ。

○川内委員 川内です。

都の直轄事業ではどうですか。都の直轄事業が、詳しく理解していますが、この中、推進計画の中に都の直轄事業があったとしますよね。それについてはこの文章、スパイラルアップの仕組みによる進行管理というのはその一つ一つの事業にも適用されるということですか。

○田中福祉のまちづくり担当課長 そうですね。推進計画の計画事業全体の進捗状況をご説明する中で個別の直轄の事業についてこういうふうなスパイラルアップが考えられるんじゃないかというご意見をいただければ、それは反映できるように努めていくという趣旨でございます。

○川内委員 あとで文書を出します。

○高橋部会長 よろしいでしょうか。この協議会自体が統括的にはその推進計画の各事業に対して総括をしながらチェックし、点検するという、そういう役割を担っていて、どこまでできているかというのはいろいろと議論をしていく必要があるかというふうに思います。

それから、今の個別の案件や、あるいは都の補助事業として区市町村でやっている展開の事業についても基本的にはスパイラルアップしていく必要性は個人的にはあるというふうに思います。なので、今、川内委員がおっしゃっていたバリアフリー基本構想とかマスタープランだとか一定の都の補助事業として関わっていくのであれば、それについてのアドバイスをするとか、バリアフリー協議会に参加しているわけですのでバリアフリー協議会に参加している都の職員の方々がアドバイス、あるいは意見を言っていく、そのことも大きな意味でのスパイラルアップ、進行管理の一つだというふうに思います。いろいろと局面によって変わってくるのではないかというふうに思いますので、少し次の書面会議までの整理をちょっとこちらのほうでもさせていただいて、その後ご意見をさらにいただければというふうに思います。よろしくお願いいたします。

たします。ありがとうございました。

それでは、時間的に少しオーバーしてしまいましたけれども、専門部会としての審議事項、次の9月の書面会議に向けて第2章、第3章までの質疑応答、まだまだ不十分なんですけれども、一旦ここで終了させていただいて、今日いただいた意見の整理をする中で、場合によってはご発言いただいた方々、それ以外の方々のご意見もいただきながら、さらに精査をして、意見具申の骨子を深められるように事務局と調整しながら進めさせていただければというふうに思います。そのことも含めまして、事務局のほうから今後の方向性についてご説明をいただければというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○田中福祉のまちづくり担当課長　ありがとうございます。事務局の田中でございます。

本日は時間に限りもございましたので、部会長からございましたとおり、本日ご発言いただけなかった方、それからご発言、まだ足りなかった方に関しましては、資料3にあります意見記入用紙、こちらにご記入をいただいて事務局宛てに8月2日の水曜日までにメールでお送りをお願いしたいと思います。意見記入用紙のデータにつきましては、会議終了後に事務局よりメールでお送りさせていただきます。

次回、第4回専門部会は9月、書面開催を予定しておりますので、本日いただいたご意見を肉づけしたものの、骨子を文章化した意見具申の素案をお送りさせていただきますので、できるだけ皆様のご検討の時間を多く取らせていただきたいと思います。スケジュールについて、この後、部会長と相談させていただいて、この期間にご意見をお伺いしますということを予定として併せてお知らせできるようにしたいと思っております。

対面での会議開催につきましては、10月に第5回専門部会ということで予定しております。こちら意見具申に向けた最後の専門部会となりますので、後日、また日程調整について事務局よりご連絡をさせていただきたいと思っております。

あと、机上の資料のうち5点の冊子につきまして、事務局で回収いたしますので、そのまま置いていただきますようお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○高橋部会長　ありがとうございました。

これで第3回の専門部会を終了させていただきます。意見の提出については8月2日ということにさせて頂き、最初に市橋委員からご発言がありましたけれども、可能な限り、事務局もこの協議会の事務局運営だけではありませんので、いろんな仕事を抱えておりますので、そういう点で少しでも早く意見を出していただけると助かると思います。それからどうしてもいろんな人たちのご意見を聞きながら意見提出をしたいという方もいらっしゃると思いますので、それについては順次その段階でまた意見を出していただければ大変助かるというふうに思いますので、ひとつよろしくお願いいたします。

それでは、これで第2回専門部会を閉会とさせていただきたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。

○田中福祉のまちづくり担当課長　ありがとうございました。